

# 真庭市空き家家財道具等撤去補助金

## ■目的

- 空き家情報バンクへの登録促進
- 空き家所有者又は空き家利用者の経済的負担の軽減

## ■対象者

いずれかの者

- 空き家情報バンクに登録された物件の所有者、または利用者
- 真庭市認定空き家に登録された物件の所有者、または利用者

## ■対象経費

- 家財道具等の処分費用
- 片付け業者への委託料（建設業者、シルバー人材センター等への委託）
- 冷蔵庫、洗濯機などの家電リサイクルに係わる法定費用
- 処分時に借用する運搬車のリース代
- 簡易な清掃費用（仏壇への施錠設置費用も含む） など

## ■想定家財道具

- 仏壇、冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、掃除機、炊飯器、電子レンジ、食器、調理器具、筆筒、テーブル、椅子、ベッド、雑誌、衣類、ふとん など、不要となった家財

## ■流れ

- ①所有者が空き家バンクへ登録、または認定空き家へ登録
- ②市へ空き家片付け補助金の申請・・・（申請者→市）
- ③審査後、補助金交付決定通知の送付・・・（市→申請者）
- ④片付けの実施（業者へ委託）
- ⑤市へ実績報告書の提出・・・・・・・・（申請者→市）
- ⑥補助金の確定通知の送付・・・・・・・・（市→申請者）
- ⑦市へ補助金の請求、支払・・・・・・・・（申請者→市）

## ■補助額

- 補助率（3/4）
- 上限20万円

注：1物件につき1回の申請であるため、利用可能状態まで撤去するようにすること

## ■スキーム

